

## 原発事故から 10 年「福島からのメッセージ」

### 「原発ゼロ基本法」の早期成立で、福島の真の復興を！

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から 10 年を迎えます。当時小学 1 年生は高校生に、小学 4 年生は 20 歳となる年月が経過しました。それでも避難者数は、いまだに 36,192 人（県内 7,220 人、県外 28,959 人、避難先不明 13 人）また、過酷な避難生活の中で亡くなる震災・原発事故関連死は 2,316 人（直接死 1,606 人）と今も増え続けています（福島県発表 2 月 5 日現在）。

福島県民は、廃炉のめども立たない福島第 1 原発の深刻な状況や広範囲に残された帰還困難区域を抱えながら、生活や生業の再建に懸命に取り組んできました。しかし、県民の生業の基礎となってきた農業、林業、漁業、観光業などは、深い打撃を受け、10 年たっても事故前の水準に戻っていないうえ、風評被害が続いています。

こういう中でトリチウム汚染水の海洋放出は、10 年という県民の努力が水泡に帰すことを意味します。国連の人権専門家からも「海洋放出に関するいかなる決定も、新型コロナウイルスの感染拡大が一段落するまで控えるよう求める」声明が出されるなど、国際問題となっています。

一方で、原発事故の特異性と被害の甚大さ、そして国と東京電力の福島県民に対する理不尽さは、「オール福島」という立場や主義主張を超えた連帯を生み出しました。この連帯によって、県議会ははじめ県内全 59 市町村において「県内全原発 10 基廃炉を求める請願」が採択され、2019 年 7 月、ついに福島第 2 原発を廃炉に追い込んだことは大きな到達点です。

また、全国で約 30 の原発事故集団訴訟がたたかわれていますが、「生業訴訟」と「千葉訴訟」において、仙台高裁と東京高裁は国と東京電力の責任を認め断罪し、損害賠償についても国の基準では不十分とする画期的な判決を示しました。これも大きな到達点です。

福島県は、2011 年 8 月「復興ビジョン」を策定し、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念とし、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備」「全国に誇れるような健康長寿県」「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」をはじめとする主要事業の実現を目指すとしました。しかし、実現したのは、全市町村での「18 歳以下の子ども医療費の無料化」のみです。内堀知事は 2 月県議会で、初めて「原発事故は人災」との認識を示しましたが、国と東京電力に加害者責任を求める姿勢は希薄です。

現在、復興といえば、惨事便乗・大企業呼び込み型の「イノベーション・コスト構想」一色です。本来の「復興ビジョン」を歪める県民置き去りの巨大開発を見直し、県民のくらしと福祉最優先の復興が求められています。

福島の被害は、深刻化、複雑・多様化し、被災者の孤立と貧困化が進んでいます。これに、一昨年の台風・豪雨、コロナ感染拡大、先月の福島県沖地震(震度 6 強)が追い打ちをかけています。

このような被害の解消と県民要求を実現する道は、市民と野党の共闘で「原発ゼロ基本法」を早期に成立させることにあります。国のエネルギー政策を「原発ゼロ・再生可能エネルギー」に転換すれば、「福島切り捨て」の必要性はなくなり、県民の被害や困難、願いと向き合う政治への展望が切り開かれます。そのために全力を尽くすことを表明し、福島からのメッセージとします。

2021 年 3 月 1 日

ふくしま復興共同センター

代表委員 齋藤富春(福島県労連議長)